

日バス協業第509号
令和3年12月28日

各バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水一郎

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に
関する処理方針の一部改正について

平素より当協会の運営につきましては、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記につきまして、今般、国土交通省自動局長より通達がありました。

「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」
(平成13年12月5日付国自旅第116号)の一部について、別紙新旧対照表のとおり改正
されましたので、貴協会におかれましても、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に
対し周知方よろしく願いいたします。

担当:業務部 山本・鈴木・松浦
TEL 03-3216-4014
FAX 03-3216-4016